

印章偽造と文書偽造

松 宮 孝 明

目 次

- 1 問題の所在
- 2 省略文書と印章・署名
- 3 文書の独立性
- 4 配達証書と郵便送達報告書
- 5 むすびにかえて

1 問題の所在

ここに、二種類の裁判例がある。ひとつは、道路交通法違反事件捜査報告書等に他人の氏名を冒書した事案につき、私文書偽造でなく私印偽造を認めた福岡高裁の2003（平成15）年2月3日の判決¹⁾である。もうひとつは、郵便送達報告書の受領者の押印または署名欄に他人の氏名を冒書した事案につき、有印私文書偽造罪を構成するとした最高裁の2004（平成16）年11月30日の第二小法廷決定²⁾である。警察官か郵便配達員かという違いはあるが、どちらも同じように公務員（当時）の報告書に他人の氏名を冒書した事案であるにもかかわらず、一方は印章偽造罪にとどまるとし、他方は文書偽造罪の成立を認めている。さらに、郵便物の配達に関する事案では、大審院には、他人宛の書留通常郵便物の配達証書への有合印の捺印について、文書偽造罪も印章偽造罪も否定した1919（大正8）年7月11日の判決³⁾がある。

つまり、公務員の報告書について私人がなした署名ないし捺印は、場合

によって、文書とされたり印章ないし署名とされたりしているのである。いったい、「文書」偽造と「印章」偽造との相違はどこにあるのであろうか。本稿は、わが国の裁判例を素材にして、この問題を検討しようとするものである。

2 省略文書と印章・署名

単なる署名ないし捺印に見えるものであっても、それが名義人の何らかの意思ないし観念を表示する「省略文書」とみられる場合がある。そこで、冒頭の問題を考えるに当たっては、まず、私人のなした署名ないし捺印が、この「省略文書」に当たる場合とその論拠について検討しておく必要がある。

従来の裁判例で「省略文書」であるとされたものには、銀行の出金票⁴⁾、被冒用者の名が記されその実印が押された印鑑証明を得るための印章紙⁵⁾、郵便局の日付印⁶⁾等がある。このうち、銀行の出金票については、これは「金員の支払」を命ずる伝票であるとして、印鑑証明のための印章紙については、この紙片は「この印鑑が記名者のものである」という名義人の観念を証明するものであるとして、また、郵便局日付印については、その押捺は、「郵便物の引受」を証する当該郵便局の署名のある公文書であるとして、それぞれ、その文書性を認めている。つまり、それぞれが、名義人の意思ないし観念を表示した文書であることを理由に、その文書性が認められているのである。

これに対して、「省略文書」のようにも解されるが、なお、単なる印章・署名だとされた例には、前述の書留通常郵便物の配達証書への捺印⁷⁾、供述調書末尾の供述人欄への署名・指印⁸⁾、および、これも前述の道路交通法違反事件捜査報告書等への氏名の記入⁹⁾等がある。このうち、配達証書への捺印については、「此捺印を為す紙面自体は原来配達証書にして、配達証書の一部たる受取人証印欄に受取人が捺印を為すとも其行為は受取

人名義の受取証を作成したものと謂ふべからず」ということ、つまり、この配達証書は配達員が当該郵便物を配達した旨の報告を記すものであって、受取人の受取りの観念を表示するものではないということが理由とされている。また、供述人欄への署名・指印については、被疑者の供述内容を録取して読み聞かせ、「誤りのないことを申し立て署名指印した」旨の記載があっても、被疑者が供述調書の末尾に「誤りがない」旨を付記して署名する実務上の慣行はない等の理由で、印章偽造罪のみが成立するとされている¹⁰⁾。さらに、冒頭で触れた道路交通法違反事件捜査報告書等への氏名の記入では、一方で、この氏名の記入に「何らかの意味があることは想像できるが、それがいかなる観念の表示かを一義的に特定することはできない。」とされるとともに、他方で、「特に、上記捜査報告書については、公文書である捜査報告書中に存する被疑者の署名、押印が、刑法上の私文書を構成するというために、その外形上公文書から独立性を有する一つの文書（例えば、上記交通事件原票における供述書欄）であることを要すると解するのが相当である」とし、『私が上記違反をしたことは相違ありません。事情は次のとおりであります。』という不動文字が印刷され、その最下部に署名欄があるのとは体裁を異にする。」として、記入された氏名の文書としての独立性がないとの理由が挙げられている。

思うに、これらの理由は、すべて、各々の書面に表示されている意思ないし観念が、私文書の名義人であるべき署名者ないし捺印者のものではないということである。書留の配達証書では、その書面に表示されているのは「配達をした」という配達員の観念であり、供述調書に表示されているのは「（被疑者が）誤りのないことを申し立て署名指印した」という供述録取者の観念であり、そして、道路交通法違反事件捜査報告書でもまた、そこに表示されているのは、「被疑者のこの違反についてこのような捜査をした¹¹⁾」という捜査員の観念である。

この点、冒頭で触れた福岡高裁2003年2月3日の判決は、たしかに、本件で記入された氏名について、「何らかの意味があることは想像できるが、

それがいかなる観念の表示かを一義的に特定することはできない。」として、一定の意思ないし観念の表示自体が存在しないことを根拠に挙げた。そもそも、表示されている意思ないし観念の内容がわからなければ、文書たりえないからである。しかし、その書面は捜査の報告が表示されているのであるから、単に一定の意思ないし観念が表示されていないというのは、これら捜査報告書中の氏名が文書でないことの十分な理由にはならない。

ところが、本判決は、括弧書きで、「本件各文書において、表示される観念が一義的に特定されていない点は一応別論とする。」と述べて、文書性を否定する理由を別に求めている。それが、先に触れた「特に、上記捜査報告書については、公文書である捜査報告書中に存する被疑者の署名、押印が、刑法上の私文書を構成するというために、その外形上公文書から独立性を有する一個の文書（例えば、上記交通事件原票における供述書欄）であることを要すると解するのが相当である」という、私人作成の文書としての独立性の部分である。したがって、この判決の主たる理由も、書面に表示されている意思ないし観念が、私文書の名義人であるべき署名者ないし捺印者のものではないということにある。

もちろん、そうであっても、同じ書面の中に、私人の意思ないし観念の表示があり、したがって、それが独立した私文書だとみられる場合には、その部分だけが、私人名義の私文書となるが、そのためには、少なくとも、「『私が上記違反をしたことは相違ありません。事情は次のとおりであります。』という不動文字が印刷され、その最下部に署名欄がある」交通事件原票における供述書欄のような独立性が必要だということである。

3 文書の独立性

ところで、このように考えた場合に問題となるのは、「文書の独立性」と「書面に表示されている意思ないし観念が、私文書の名義人であるべき

署名者ないし捺印者のものであること」というふたつの要素の相互関係である。つまり、ある書面の署名ないし捺印が「省略文書」として文書偽造罪の対象となりうるためには、「文書の独立性」と「書面に表示されている意思ないし観念が、私文書の名義人であるべき署名者ないし捺印者のものであること」の、相互に独立したふたつの要素を充たさなければならぬのか、それとも、「文書の独立性」が決定的な要素であり、「書面に表示されている意思ないし観念が、私文書の名義人であるべき署名者ないし捺印者のものであること」は、独立の文書であるための必要条件のひとつにとどまるのか、さらには、「書面に表示されている意思ないし観念が、私文書の名義人であるべき署名者ないし捺印者のものであること」が決定的な要素であり、「文書の独立性」はその結果にすぎないのか、等々の解釈がありうる中で¹²⁾、どれが妥当なのかという問題である。

この点については、一方で、郵便書留の配達証書の受領印は名義人の観念の表示と認められるが文書としての独立性は認められないので、文書でないとする見解がある¹³⁾。つまり、名義人の意思ないし観念の表示があっても、なお、独立性がないので文書でないとされる場合があるというのである。これは、前述の の範疇に属する見解である。

しかし、この見解は、疑問である。というのも、名義人の意思・観念が表示されている「省略文書」であれば、独立の私文書とみられるのではないかと思われるからである。やはり、「独立した文書」がないということは、署名や印章の名義人の意思ないし観念がそこに表示されていないからではなからうか。つまり、「文書の独立性」というのは、その「書面に表示されている意思ないし観念が、私文書の名義人であるべき署名者ないし捺印者のものであること」という要素がないことの結果ないし同義語ではないかと思われるのである。したがって、たとえば、捜査報告書は、捜査官の「このような捜査をした」という観念を標示する文書であって、被疑者の「このような捜査があった」という観念を標示する文書ではないということである。

つまり、決め手は、名義人の意思・観念がその書面に表示されているか否かという、文書の定義そのものにあるのである。その際、場合によっては、その記述の主体が名義人か否かが決め手にあることもある。たとえば、供述調書に「(被疑者に録取した供述内容を読み聞かせたところ)誤りのないことを申し立て署名指印した」と報告している主体は警察官であり、道路交通法違反事件捜査報告書に「測定線標示(マークシール)の位置を被疑者に確認させた」のも警察官であり、彼らは、被疑者に内容を確認させたことの証として署名・指印させた主体でもあるから、ここに標示されているのは、警察官の観念であって署名・捺印者の観念ではないということになる。

もっとも、その際に、たとえば捜査報告書に、「うがいをした」等の署名・捺印者の観念の表示とみられるものが書かれていることもある¹⁴⁾。しかし、これは重要ではない。というのも、その文書の作成者が誰かということは、定められた書式の場合には、その書式の法令上の意味によって決まるからである。これは、落書きがあったからといって、公文書の一部が私文書になるわけではないことと同じである。

4 配達証書と郵便送達報告書

そこで、最後に問題になるのは、冒頭に挙げたたのふたつの裁判例、つまり、仮執行宣言付支払督促正本等の郵便送達報告書の受領者の押印または署名欄に他人の氏名を冒書した事案につき、有印私文書偽造罪を構成するとした2004年11月30日の最高裁決定と、書留通常郵便物の配達証書への他人名義の捺印について、文書偽造罪を否定した1919年7月11日の大審院判決¹⁵⁾の相違を、いかにして説明するかということである。

ここでは、前者が仮執行宣言付支払督促正本等の郵便送達報告書に関する事案であることと、後者が書留通常郵便の配達証明書に関する事案であることとの異同が重要であったように思われる。この点について、前者の

最高裁決定は、「郵便送達報告書の受領者の押印又は署名欄に他人である受送達者本人の氏名を冒書する行為は、同人名義の受領書を偽造したものととして、有印私文書偽造罪を構成すると解するのが相当である」と述べるだけで、その理由を明示していない。これに対し、後者の大審院判決は、その理由中に、明治33年9月7日逓信省公達第432号郵便取扱規程284条1項の「書留通常郵便物配達ノ証」と郵便取扱規程附属様式第32号を挙げ、「配達証書の受取人住所氏名の欄に之が住所氏名を記入するは前記条項に所謂定式の記入を為すものに該当し、其下部の受取人証印欄に受取人が捺印するは、単純なる捺印に外ならず。此捺印を為す紙面自体は原来配達証書にして、配達証書の一部たる受取人証印欄に受取人が捺印を為すとも其行為は受取人名義の受取証を作成したるものと謂ふべからず。」と判示している。つまり、郵便取扱規程の定めが、受取人の住所氏名記載の法的性格を決定しているのである。そして、それは同時に、捺印のなされる紙面が配達員の配達証書であって、受取人の受取証書ではないことをも意味している。

このようにみるなら、前者の最高裁決定が、後者の大審院判決と異なった結論に至った理由も、郵便送達報告書ないしその受領者の署名・捺印の法令上の意義に求めるべきことになろう。この点については、民事訴訟法382条以下の支払督促が、仮執行宣言付のものも含めて、債務者に送達しなければならぬとされていることが注目される¹⁶⁾。

ところで、民事訴訟法にいう「送達」とは、特定の名宛人に対し、訴訟上の書類の内容を知らせる機会を与えるための、法定の方式に従った通知行為であり、裁判権の一作用として行われるものである¹⁷⁾。加えて、送達には、その行為の内容を公証する行為が伴う¹⁸⁾。郵便による送達の場合には、目的物が送達を受ける者に現実に交付されなければ効力を生じないのが原則である¹⁹⁾。たとえば、仮執行宣言付の支払督促の場合は、それが受取人である債務者に現実に送達されなければ、民訴法386条によって認められている二週間以内に督促異議の申立がない等の条件付での確定判決と

同一の効力もまた、生じないということである。

したがって、最高裁は、このような効力を伴う送達の場合には、書留通常郵便物の配達と異なり、単に配達員が配達を書面で報告するばかりでなく、受取人による送達を受けたことの報告も要求されると考えた可能性がある。すなわち、郵便送達報告書は、書留通常郵便物配達証書と異なり、受取人の「送達を受けた」という観念をも表示する文書である、と。そして、このように読んで、初めて、前者の最高裁決定が、後者の大審院判決に言及することなく、私文書偽造・同行使の罪を認めた理由が理解できるのである。

しかし、問題は、郵便送達報告書の書式が、受取人のそのような観念を表示する文書といえるものか否かにある。この点では、書式をみる限り、通常の配達証明書との差異は見取れない。したがって、今回の最高裁の判断には、なお疑問を留保せざるをえない²⁰⁾。

5 むすびにかえて

以上、捜査報告書と郵便送達報告書、書留通常郵便配達証書等を例に、印章・署名と文書の限界について簡単な考察を行った。そこでは、その区別にとっては、当該署名ないし捺印が、単なる「署名ないし捺印」か、それとも「省略文書」という「文書」なのかの判断が決め手であり、その際、決定的なのは、署名ないし印章の名義人の意思ないし観念が書面に表示されているか否かの判断であることが明らかとなった。さらに、その判断もまた、当該書面の法令上の意味に左右されるべきものであることも、明らかとなった。

したがって、この種の問題を判断する際には、一方において、「名義人の意思ないし観念を表示するもの」という文書概念の定義に立ち返る必要があるとともに、他方において、書面の法令上の意味を明らかにする作業も必要である。

印章偽造と文書偽造（松宮）

- 1) 福岡高判平成 15・2・3 判時1840号156頁。本判決の評釈として、小池健治「警察官作成の被疑者署名欄等に他人の氏名を署名・指印し提出した行為につき、私文書偽造・同行使の罪は成立せず、私印偽造・同不正使用の罪が成立するとした事例」研修660号（2003年）19頁がある。
- 2) 平成16年（あ）第761号有印私文書偽造，同行使，詐欺，公正証書原本不実記載，同行使被告事件（刑集58巻掲載予定）。なお，本決定は，支払督促正本等について，被告人らに詐欺罪における不法領得の意思を否定した点でも，注目に値するものである。この点では，松宮孝明「詐欺罪における不法領得の意思が認められないとされた事例」法学セミナー603号（2005年）121頁，同「詐欺罪における不法領得の意思について」立命館法学292号（2004年）304頁以下も参照されたい。
- 3) 大判大正 8・7・11 刑録25輯875頁。なお，旧仮名遣いは，現代風に改めて表記する。
- 4) 大判明治 43・2・10 刑録16輯189頁。
- 5) 大判大正 2・1・21 刑録19輯20頁。
- 6) 大判昭和 3・10・9 刑集 7 巻683頁。
- 7) 大判大正 8・7・17 刑録25輯875頁。
- 8) 京都地判昭和 56・5・22 判タ447号157頁，東京地判昭和 60・7・17 公刊物未登載 = 木藤繁夫「調書末尾の署名の偽造と文書偽造の成否」研修456号（1986年）69頁参照。さらに，東京高判平成 7・5・22 判タ918号260頁は，私文書偽造でないことを前提に，署名偽造のほかに指印を私印偽造として認定するためには訴因の変更を要するとした。
- 9) 前掲注1)福岡高判平成 15・2・3。
- 10) これは，前掲注8)の東京地判昭和 60・7・17 の理由である。前掲注8)の京都地判昭和 56・5・22 では，文書偽造罪との異同は争われていない。より詳しく述べれば，東京地裁判決の理由は，署名が供述調書の内容に誤りがない旨の意思表示であることが明らかであるとか，そのようなものとして取り扱われているとは言い難い，被疑者が供述調書の末尾に「誤りがない」旨を付記して署名する実務上の慣行はない，文書偽造と署名偽造とを明確に区別して規定する刑法の趣旨等である。これについては，木藤・前掲注8) 70頁以下参照。なお，木藤・前掲注8) 78頁は，これらの理由に疑問を呈しつつ，私文書としての外形上の独立性を重視すれば，本件署名は配達証書の受領印に近いものだとし結論に賛成する。
- 11) この事件では，具体的には「測定線標示（マークシール）の位置を被疑者に確認させた」という捜査員の観念である。
- 12) もちろん，このふたつの要素の相互関係については，これ以外にも組み合わせがありうるが，それをすべて検討するのは，さほど意味のない作業であるので，本稿では割愛する。
- 13) 木藤・前掲注8) 77頁参照。
- 14) 前掲注1) 福岡高判平成 15・2・3 の事案でも，このような記述があった。
- 15) 前掲注3) 大判大正 8・7・11 刑録25輯875頁。
- 16) 民事訴訟法388条 1項は，「支払督促は，債務者に送達しなければならない。」と規定し，391条 2項は，「仮執行の宣言は，支払督促に記載し，これを当事者に送達しなければならない。」と規定する。

- 17) 新堂幸司『新民事訴訟法(第3版)』(2004年)360頁,伊藤 眞『民事訴訟法(補訂第2版 補訂)』(2003年)199頁参照。
- 18) 伊藤・前掲注17) 199頁参照。
- 19) 新堂・前掲注17) 362頁参照。
- 20) この点では,私文書偽造の成立を疑わなかった松宮・前掲注2)立命館法学292号304頁についても,再考の余地がある。